

お 願 い

担当者は調査や協議等で外出する場合があります。ご相談等がある方は、事前に担当者へご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。また、申請書によっては提出先が管理調整課ではないものがあるため、ご確認をお願いいたします。

道 路 法			
申請名		ご相談/提出先	提出部数
道路占用許可	32 条	管理調整課	申請書 原則 3 部(ただし、内容により 2 ～ 4 部) 廃止届 2 部/着工届 1 部/完了届 1 部
道路工事の施工承認	24 条		申請書 3 部/着工届 1 部/完了届 1 部
掘削承認			2 部
通行制限			原則 6 部(ただし、内容により 7 部以上)

河 川 法			
申請名		ご相談/提出先	提出部数
土地の占用許可	24 条	《申請書提出先》 各市の土木管理課、 土木交通課	申請書 3 部(ただし、内容により 4 部) 着工届 1 部/完了届 1 部/占用廃止届 2 部
土石等採取の許可	25 条		《ご相談》 《申請書以外提出先》 管理調整課
工作物新築等の許可	26 条		
掘削等の許可	27 条		
保全区域内行為の許可	55 条		

砂防法、急傾斜地法、地すべり法、採石法、砂利採取法			
申請名		ご相談/提出先	提出部数
砂防法/急傾斜地法/地すべり法		管理調整課	申請書 3 部/着工届 1 部/完了届 1 部
採石法/砂利採取法			申請書 3 部

官民境界確定業務			
ご相談/提出先		提出部数	
管理調整課		申請書 1 部	

開発事前協議(県からの意見照会回答内容について)			
ご相談			
管理調整課(※申請に関する内容は各市の開発調整課、住宅課、建築住宅課へお問い合わせ願います。)			
土砂災害防止法、草津川廃川敷地(県維持管理区間)について			
ご相談			
管理調整課			

申請される方は、事前に窓口で審査する基準や許可日までのおよその期間等のご確認、申請書の提出時は記載漏れや添付書類の不足等がないようにご確認をお願いいたします。

また、申請が集中する混雑時は許可日まで時間を要する場合がありますため、事前に窓口へご確認願います。

滋賀県南部土木事務所 管理調整課